

私立大学図書館協会基金管理運用規程

2022年9月8日制定

2025年3月7日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、私立大学図書館協会（以下「本会」という。）に、不測の事態に備える基金を設けることにより、恒久的かつ安定した事業活動を行うための財政基盤を確立することを目的とする。

(基金の使途)

第2条 私立大学図書館協会基金（以下「基金」という。）は、原則として経常費に使用してはならない。ただし、次に掲げる事項が起こった場合は、取り崩して一般会計に繰り入れることができる。

- (1) 本会の目的を達成するための事業実施が難しい場合
- (2) 常任幹事会が必要と認める場合

(財源)

第3条 この基金の財源は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本会一般会計からの繰越金の一部又は全部の財産
- (2) 基金預金の利息

(管理及び運用)

第4条 基金の管理及び運用については、次に掲げるとおりとする。

- 1 この基金の管理及び運用は、会長校が行う。
- 2 会長校は、次の各号のいずれかの方法により基金を管理するものとする。
 - (1) 普通預金
 - (2) 定期預金
- 3 この基金の予算及び決算は、本会総会の承認を得なければならない。
- 4 この基金の取り崩しは、常任幹事会及び役員会の議を経て、本会総会の承認を得なければならない。この場合において、この基金の一部又は全部を取り崩すことができる。
- 5 前第2項の議決方法は、本会会則第13条第7項に従う。

(監査)

第5条 本会の監事校は、本会会則10条に従い、この基金の監査を行い、その結果を本会総会に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、常任幹事会及び役員会の議を経て、本会総会が行う。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この改正規程は、2025年4月1日から施行する。